

原子力災害被災 12 市町村農地集積・集約化等対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 令和 3 年 3 月 30 日付け 2 経営第 3385 号

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 2241 号

第 1 趣旨

東日本大地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により被害を受けた福島県の[※]原子力災害被災 12 市町村（以下「被災 12 市町村」といいます。）の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において営農休止となっていた農地については、住民の帰還が進んでいない等の要因で営農再開が進んでいない状況であるため、地域内のみならず地域外からの参入も含めた担い手に農地を集積・集約化し、当該担い手による営農再開を加速化することが必要となっています。

また、当該地域における営農再開を加速化するため、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 46 号）において福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）が改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）され、この改正において福島県が作成する計画により、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」といいます。）第 4 条に基づき福島県知事から指定された[※]農地中間管理機構（以下「福島県機構」といいます。）を通じて担い手への農地集積・集約化を進める措置が講じられたところです。こうした措置を踏まえ、本事業では、福島県機構が農地集積・集約化に取り組む場合に必要な[※]農地相談員を配置するとともに、避難している農地所有者からの農地の借受けを促進し、まとまった農地を福島県機構に貸し付ける地域等に対する協力金の交付等を行うこととします。

第 2 用語の定義

本事業における各用語（※の部分）の定義は、別表 1 のとおりとします。

第 3 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

第 4 事業の内容及び対象地域

1 原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業

被災 12 市町村における福島県機構を通じた担い手への農地集積・集約化を促進するため、福島県機構が農地相談員を配置するために必要な経費について、別記 1 により定額で補助します。

また、本事業の対象地域は、被災 12 市町村の全域とします。

2 原子力災害被災 12 市町村機構集積協力金交付事業

福島県機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要な経費について、

別記 2 により定額で補助します。

また、本事業の対象地域は、被災 12 市町村内の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域とします。

第 5 事業実施主体

- 1 原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業
本事業の事業実施主体は、福島県機構とします。
- 2 原子力災害被災 12 市町村機構集積協力金交付事業
 - (1) 本事業の事業実施主体は、被災 12 市町村とします。
 - (2) ただし、福島県が事業実施主体となることにより事業が効果的に実施できると福島県が判断した場合は、被災 12 市町村に代わり福島県が事業実施主体となることができることとします。

第 6 事業の実施手続

原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業及び原子力災害被災 12 市町村機構集積協力金交付事業に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

- 1 事業実施計画の作成及び承認手続等
 - (1) 福島県機構が原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業を実施する場合、福島県機構の長は、別紙様式第 1 号の原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業実施計画（以下「機構計画」といいます。）を添付して、別紙様式第 2 号により、福島県知事へ承認の申請をしてください。
 - (2) 市町村が原子力災害被災 12 市町村機構集積協力金交付事業を実施する場合、市町村長は、別紙様式第 3 号の市町村原子力災害被災 12 市町村機構集積協力金交付事業実施計画（以下「市町村計画」といいます。）を添付して、別紙様式第 2 号により、福島県知事へ承認の申請をしてください。
ただし、福島県が被災 12 市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、福島県知事が市町村計画を作成します。
 - (3) 福島県知事は、機構計画及び市町村計画（以下「機構計画等」といいます。）の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本要綱等に照らして適当と判断する場合は、別紙様式第 4 号の福島県原子力災害被災 12 市町村農地集積・集約化等対策事業実施計画（以下「福島県計画」といいます。）を作成し、原子力災害被災 12 市町村農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 30 日付け 2 経営第 3385 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）第 4 の規定による交付申請書（以下「交付申請書」といいます。）に添付してください。
ただし、やむを得ない事情により、第 8 の 1 による交付決定前着手届を提出す

るに当たっては、交付申請書の提出より前に、別紙様式第2号により、東北農政局長へ福島県計画の承認の申請をしてください。

- (4) (3) により提出された福島県計画については、交付要綱第6の規定による東北農政局長からの交付決定の通知をもって、承認があったものとみなします。なお、(3) のただし書により提出された場合にあっては、東北農政局長は提出された福島県計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その旨を福島県知事に通知するものとします。
- (5) 福島県知事は、(4) によりその内容が適当と認められたときは、速やかに、福島県機構の長及び市町村長に対して、機構計画等をそれぞれ承認した旨の通知を行ってください。

2 事業実施計画の変更

事業実施主体は、東北農政局長により承認された機構計画等及び福島県計画について、交付要綱第8の規定による変更が生じた場合は変更申請書を作成するものとします。その際、1の(1)から(5)までの手続を準用することとし、福島県知事にあっては、作成した変更承認書を交付要綱第8の規定による変更等承認申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第8の規定による東北農政局長からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

第7 国及び福島県の助成措置

1 国の補助等

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表2に掲げるものに限ります。）を対象として、福島県に対して補助金等を交付します。

2 福島県の補助等

- (1) 福島県は、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金を財源として補助を行ってください。
- (2) 事業実施主体は、福島県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費（別表2に掲げるものに限ります。）について、福島県に対して交付の申請をしてください。
- (3) 福島県は、アの補助金の交付に当たっては、第6の1の(3)の福島県計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

第8 事業の着手

- 1 本事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）後に着手するものとします。

ただし、地域の実情に応じた本事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合には、福島県は、交付申請書の提出より前に、福島県計画を提

出し、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となってから、あらかじめ東北農政局長の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第5号）を東北農政局長に提出することとします。

- 2 1のただし書により交付決定前に本事業に着手する場合には、福島県は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行ってください。

また、この場合、福島県は、交付申請書の提出に当たっては、当該交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。

- 3 東北農政局長は、福島県に対し、本事業の着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにしてください。

第9 事業の完了報告

- 1 福島県機構の長は、毎年度、第4の1の事業が完了したときは、原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業完了報告書（別紙様式第1号。以下「機構事業完了報告書」といいます。）を添付して、別紙様式第6号により福島県知事へ報告してください。

- 2 市町村長は、毎年度、第4の2の事業が完了したときは、市町村原子力災害被災12市町村機構集積協力金交付事業完了報告書（別紙様式第3号。以下「市町村事業完了報告書」といいます。）を添付して、別紙様式第6号により福島県知事へ報告してください。

ただし、福島県が被災12市町村に代わって事業実施主体として事業を実施した場合は、福島県知事が市町村事業完了報告書を作成します。

- 3 福島県知事は、前2項の規定により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、福島県原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業完了報告書（別紙様式第4号。以下「福島県事業完了報告書」といいます。）を作成し、交付要綱第13の規定による実績報告書に添付することにより、東北農政局長へ報告してください。

第10 報告及び検査

国は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、福島県、福島県機構、被災12市町村及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。

第11 補助金の返還等

- 1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、補助金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、本事業を実施して

いなかった場合及び福島県事業完了報告書、機構事業完了報告書又は市町村事業完了報告書の内容に虚偽があった場合には、福島県に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

- 2 福島県は、国から 1 に基づき補助金等の返還命令があった場合は、事業実施主体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

第 12 証拠書類の保管

福島県は、福島県計画、市町村計画、福島県事業完了報告書、市町村事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第 4 の事業の終了の年度の翌年度から起算して 5 年間（第 4 の 2 の事業に関連するものは 10 年間）保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第 13 関係施策との連携

福島県及び事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、地域計画の策定支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。

第 14 関係機関との連携

福島県及び事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めてください。

第 15 その他の留意事項

- 1 福島県機構は、原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業で措置する農地相談員によって、被災 12 市町村を漏れなく担当できるように配置することとします。
- 2 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「集積・集約化実施要綱」といいます。）第 3 の 1 の（１）のイの事業で経費を支出している福島県機構の職員のうち、被災 12 市町村以外の市町村において原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業で措置する農地相談員と同様の活動に専任することとしている職員は、被災 12 市町村内の活動を行うことはできません。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日付け 2 経営第 3385 号）
この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

附 則（令和４年３月２８日付け３経営第３１２７号）

- １ この通知は、令和４年４月１日から施行します。
- ２ この通知による改正前の要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和５年３月２７日付け４経営第２９２７号）

- １ この通知は、令和５年４月１日から施行します。
- ２ この通知による改正前の要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和６年３月２９日付け５経営第２４４７号）

- １ この通知は、令和６年４月１日から施行します。
- ２ この通知による改正前の要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和７年３月３１日付け６経営第２２４１号）

- １ この通知は、令和７年３月３１日から施行します。
- ２ この通知による改正前の要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

(別表 1)

用 語	定 義
原子力災害被災 12 市町村	避難解除等区域又は特定復興再生拠点区域をその区域に含む市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）をいいます。
避難解除等区域	[*] 避難解除区域及び現に [*] 避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項の規定により原子力災害対策本部長（同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいいます。以下同じ。）が福島市の市町村長又は福島県知事に対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいいます。
避難解除区域	原子力発電所の事故に関して避難指示の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいいます。
避難指示	原子力災害対策特別措置法第15条第 3 項又は第20条第 2 項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示をいいます。 イ 原子力災害対策特別措置法第27条の 6 第 1 項又は同法第28条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第 1 項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示 ロ 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示 ハ 住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示を行うことの指示 ニ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うことの指示 ホ イからニまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示
特定復興再生拠点 区域	[*] 特定避難指示区域内の区域であって次に掲げる条件のいずれにも該当するもののうち、特定避難指示の解除により住民の帰還を目指すものをいいます。 一 当該区域における放射線量が、当該特定避難指示区域におけ

	る放射線量に比して相当程度低く、土壌等の除染等の措置（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 2 条第 3 項に規定する土壌等の除染等の措置をいい、表土の削り取りその他の適正かつ合理的な方法として復興庁令・環境省令で定めるものにより行うものに限る。）を行うことにより、おおむね 5 年以内に、特定避難指示の解除に支障がないものとして復興庁令・内閣府令で定める基準以下に低減する見込みが確実であること。 二 当該区域の地形、交通の利便性その他の自然的社会的条件からみて、帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる区域として適切であると認められること。 三 当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の施設の整備を行うことができると認められること。
特定避難指示区域	現に避難指示であって住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示であるものの対象となっている区域をいいます。
担い手	次のいずれかの経営体をいいます。 1 認定農業者 ① 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」といいます。）第 12 条第 1 項に基づき、経営改善計画の認定を受けた経営体 ② 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人 2 認定新規就農者 基盤強化法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体 3 基本構想水準到達者 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体 4 集落営農経営 次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営 ① 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体

	② 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている [*] 集落営農組織
集落営農組織	経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 1 の 1 の（1）の①のイに規定する「集落営農」をいいます。
農地中間管理機構	機構法第 2 条第 4 項に規定する「農地中間管理機構」をいいます。
農地相談員	原子力災害被災 12 市町村における福島県機構の [※] 農用地利用集積等促進計画の作成、相談窓口等の業務を実施する福島県機構の職員をいいます。
地域計画	基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する「地域計画」をいいます。
農地中間管理事業	機構法第 2 条第 3 項に規定する「農地中間管理事業」をいいます。
農用地利用集積等促進計画	機構法第 18 条第 1 項に規定する「農用地利用集積等促進計画」をいいます。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された「農業振興地域」をいいます。
経営転換	以下に掲げる農業部門のうち 2 以上を経営する者が 1 以上を廃止することをいいます。 ① 土地利用型作物（稲（青刈り稲及び WCS 用稲を含む。）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ） ② 露地野菜等（野菜、ばれいしょ（でん粉原料用ばれいしょを除く）、甘しょ、豆類（大豆を除く）、飼料用作物（牧草を除く）、芝、たばこ） ③ 施設野菜 ④ 露地果樹 ⑤ 施設果樹 ⑥ 露地花き ⑦ 施設花き

	⑧ 茶 ⑨ 牧草 ⑩ サトウキビ ⑪ その他（上記以外の農業生産部門） なお、機構集積協力金における「施設」は、ガラス室、ビニールハウスなど、加温・保温の容器的施設の中で各種作物の生育条件に合うように、温度、湿度、照度などの栽培環境を人工的に作り出すことが可能な農業部門をいい、雨よけ用被覆、トンネル栽培、マルチ栽培は含みません。
農地の相続人	機構集積協力金の交付を受ける年度又はその前年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない者をいいます。
協議の場	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により設けられた協議の場をいいます。
団地	以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない 2 筆以上の隣接する農地をいいます。 ① 畦畔で接続する農地 ② 農道又は水路等を挟んで接続する農地 ③ 各々一隅で接続する農地 ④ 段状に接続する農地 ⑤ 借受希望者の宅地に接続している 2 筆以上の農地
自作地	交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 2 項に規定する世帯員等をいいます。）が、機構に貸し付けた日の 1 年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの）をいいますが、以下の点に留意してください。 1 「1 年前の時点」について （1）災害の発生や土地改良事業（基盤整備）の実施に伴い、本人の意思にかかわらず物理的に耕作不可能となっていた期間がある場合は、当該不耕作期間と連続する耕作期間が機構に貸し付けた日から 1 年以上であれば自作地として取り扱います。 （2）地域における協定等により貸借により集団転作（ブロック・

	ローテーション。以下「BR」といいます。)を行っていた場合には、自作地面積を以下のとおり取り扱うこととします。ただし、同一のBR地域の農業者全てに同一の要件を適用してください。 ア BRについて、既に1ローテーションの計画期間を満了し、更に継続して取り組んでいる場合（イ以外の場合） $\text{自作地面積} = \left[\begin{array}{l} \text{機構への貸付けを行った時点} \\ \text{から、その時点で参加している} \\ \text{BRの計画期間に相当する期} \\ \text{間を遡った時点までの間にお} \\ \text{ける、自作地面積の累計面積} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{左のBR} \\ \text{の計画期} \\ \text{間に相当} \\ \text{する期間} \end{array} \right]$ イ BRに初めて参加し、計画期間を満了していない場合 $\text{自作地面積} = \left[\begin{array}{l} \text{機構への貸付け} \\ \text{を行った時点か} \\ \text{ら、1年前まで} \\ \text{の間の、申請者} \\ \text{のBRの取組面} \\ \text{積(自作地面積を} \\ \text{含みます。)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{左の申請者の取組が行} \\ \text{われた年における地域} \\ \text{のBRの自作地面積の} \\ \text{合計} \\ \text{左の申請者の取組が行} \\ \text{われた年における地域} \\ \text{のBRの取組面積の合} \\ \text{計} \end{array} \right]$ 2 「耕作又は適正な管理を行っていた」について 農作業の委託（特定農作業委託を含みます。）を含みます。
農作業委託	農作業を委託することを約した契約のうち、下記の基幹的な作業の全てを委託することを約したものをいいます。 ① 稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀 ② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫 ③ その他の作目については、これらに準ずる農作業（3作業）
農作業受託	農作業を受託することを約した契約のうち、下記の基幹的な作業の全てを受託することを約したものをいいます。 ① 稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀 ② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫 ③ その他の作目については、これらに準ずる農作業（3作業）

特定農作業受委託契約	農作業を委託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいいます。 ① 稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀 ② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫 ③ その他の作目にあっては、①及び②に準ずる作業
管理耕作	福島県営農再開支援事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2875 号農林水産事務次官依命通知）別記 5 に基づいて営農再開するまでの間、農作業受託組織等が一時的に農地の管理耕作を受託する取組のことをいいます。
遊休農地	農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する農地をいいます。
共有農地	機構法第 18 条第 5 項第 4 号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転として機構への貸付けを行った農地をいいます。
土地収用	土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）等による収用により機構に貸し付けている農地が買い取られる場合をいいます。

(別表 2)

区 分	内 容	備考	補助率
1 原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業費			
旅費	第 4 の 1 の事業を実施するために必要な機構の経費		定 額
事務等経費	第 4 の 1 の事業を実施するために必要な印刷製本費、通信運搬費、タブレットの端末管理ツール費、雑役務費（手数料、自動車損害保険料（第 4 の 1 の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。）等）、借上費（会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料）、事務所等使用料（負担金）、消耗品、賃金・報酬・給料（農地相談員に支払う実働に応じた対価）、職員手当等（農地相談員に係るものに限ります。）、共済費（農地相談員の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）		定 額
備品費	第 4 の 1 の事業を実施するために必要な貨客兼用自動車、事務用机、椅子及び書庫ロッカー（第 4 の 1 の事業で機構が購入するものに限ります。）	貨客兼用自動車の購入は、当該自動車をレンタル又はリースにより借り上げる場合と比較して有利な場合に限ります。	定 額
公課費	印紙税、自動車重量税（第 4 の 1 の事業で取得した自動車に係るものに限ります。）		定 額
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定 額

2	原子力災害被災 12 市町村機構集積協力金交付事業費			
	機構集積協力金	第 4 の 2 の事業により交付される協力金		定 額

- 1 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず第 5 の事業実施主体で具備すべき備品、物品等を購入又はリース・レンタルする場合は対象外とします。
- 2 人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に従うものとします。

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	

令和〇年度原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費内訳

（単位：円）

区 分	事 業 費	国 費
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費等）		
②旅費		
③その他		
合 計		

※ 別表 2 原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業の経費区分に準じて記載してください。

2 人員体制

農地相談員の氏名	配置市町村

※ 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイの事業で経費を支出している者と重複がないようにしてください。

3 農地相談員の活動内容

時期	場所	内容

※ 原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業の周知活動、受け手の掘り起こし活動、関係機関との連携活動、会議の開催等を記載してください。

添付書類：完了報告には、事業報告書を添付してください。

（注） 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとします。

番 号
年 月 日

福島県知事
(東北農政局長) 宛

福島県農地中間管理機構の長
(〇〇市町村長)
(福島県知事)
氏 名

令和〇年度原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業実施計画の承認
(変更) 申請について

原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業実施要綱（令和3年3月30日付け2
経営第3385号農林水産事務次官依命通知）第6の1の（1）（第6の1の（2）若しくは
（3）のただし書又は第6の2）に基づき、事業実施計画（機構計画、市町村計画、福島県
計画）の承認（変更）を申請します。

添付資料：機構計画（別紙様式第1号）、市町村計画（別紙様式第3号）、福島県計画
(別紙様式第4号)

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略で
きることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料
と同じ旨を記載することとします。

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	市町村

令和○年度市町村原子力災害被災12市町村機構集積協力金交付事業実施計画(又は完了報告書)

1 総括表

	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業	円	円
2 集約化奨励金交付事業	円	円
3 経営転換協力金交付事業	円	円
合 計	円	円

2 地域集積協力金交付事業

「地域」名	地域区分	交付単価区分		交付対象面積 (A)	機構の 活用率	交付単 価 ① (B)	交付単 価 ② (C)	交付単 価 (差額) (D=C-B)	交付額 (A×D)	地域計 画の地域 名(地域 内農業 集落名)
				a	%	円／10a	円／10a	円／10a	円	
		一般	貸付							
			委託							
		一般 (直払農地)	貸付							
			委託							
		中山間	貸付							
			委託							
		計								
		合計								

3 集約化奨励金交付事業

「地域」名	交付単価区分	交付対象面積 (A)	交付単価 (B)	交付額 (A×B)	地域計 画の地域 名(地域 内農業 集落名)	成果 目標
		a	円／10a	円		
	転貸①					
	転貸②					
	受託					
	計					
合計						

4 経営転換協力金交付事業

	事業量	対象戸数	交付額
経営転換	a	戸	円
リタイア	a	戸	円
相 続	a	戸	円
合 計	a	戸	円

作成要領

【地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業共通】

- (1) 対象地域ごとに記載してください。
- (2) 面積を記載する際には、農地台帳に基づき記載してください。また、記載は1アール単位とし、1アール未満は切り捨てとします。
- (3) 「地域計画の地域名(地域内農業集落名)」には、全域が同一の地域計画の区域に含まれている地域又は協議の場が設けられている区域に含まれている地域を記載してください。なお、地域内農業集落名は、本協力金の対象地域に該当する集落名のみを記載してください。
- (4) 「交付対象面積」、「機構の活用率」等の算定に用いたバックデータを、市町村計画の申請の際にデータファイルにより都道府県に提出してください。
- (5) 「地域」ごとに、農地利用の現況と計画(目標)が分かる図面(担い手ごとの集積・集約化の状況が分かる図面等)を添付してください。なお、図面においては「地域」の外縁を明示してください。

1 地域集積協力金交付事業

- (1) 「地域区分」には、以下により記載してください。
 - ① 「地域」の全域が、農林統計上用いられている地域区分が中間農業地域と山間農業地域に該当する地域であって、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置付けられている地域の場合:「中山間」
 - ② 「地域」の全域が①以外の地域の場合:「一般」
 - ③ 「地域」に①の地域と②の地域が混在する地域の場合:「一般／中山間」
- (2) 「交付単価区分」は、集積・集約化実施要綱の別記2に基づく機構集積協力金交付事業(以下「機構集積協力金」といいます。)において、以下のとおり区分された地域です。
 - ① 「一般」とは、一般地域の交付単価を適用した地域
 - ② 「一般(直払農地)」とは、一般地域内の農地であって、中山間地域等直接支払交付金の交付対象となっている農地で中山間地域の交付単価を適用した農地
 - ③ 「中山間」とは、②を除いた中山間地域の交付単価を適用した地域
 - ④ 「貸付」とは、機構に貸し付けた農地
 - ⑤ 「委託」とは、機構を通じて農作業委託した農地
- (3) 「交付単価①」には、機構集積協力金による交付単価を記載してください。
- (4) 「交付単価②」には、本実施要綱の別記2に基づく、原子力災害被災12市町村機構集積協力金交付事業による交付単価を記載してください。

2 集約化奨励金交付事業

- (1) 「交付単価区分」は、以下のとおりです。
 - ① 「転貸①」とは、機構から転貸された農地(「転貸②」を除く。)
 - ② 「転貸②」とは、機構から転貸された農地であって、目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地
 - ③ 「受託」とは、機構を通じて農作業受託した農地
- (2) 成果目標は、以下のいずれかを記載してください。
 - ① 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ② 生産コストの10%以上の削減
 - ③ ほ場作業時間の10%以上の削減
 - ④ 東北農政局と協議した上記に準ずる目標

3 経営転換協力金交付事業

「事業量」は交付要件を満たす貸付面積を記載してください。

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	都道府県

令和○年度福島県原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計

事業名	事業費	うち		
		国庫補助金	県負担	その他
（１）原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業	円	円	円	円
（２）原子力災害被災12市町村機構集積協力金交付事業	円	円	円	円
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円	円
イ 集約化奨励金交付事業	円	円	円	円
ウ 経営転換協力金交付事業	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円

2 原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業の計画

事項	内 容	対象人数	金 額
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費等）		人	円
②旅費			円
③その他			円
合 計			円

3 原子力災害被災12市町村機構集積協力金交付事業の計画

（１）交付対象面積

地域集積協力金の交付対象面積	集約化奨励金の交付対象面積	経営転換協力金の交付対象面積
ha	ha	ha

（２）市町村別内訳

市町村名	地域集積協力金	集約化奨励金	経営転換協力金	計
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円

※１ １については、農地中間管理機構及び市町村から申請又は報告があった（又は都道府県が作成した）機構事業計画（完了報告書）（別紙様式第 1 号）及び市町村事業計画（完了報告書）（別紙様式第 3 号）を基に記載するとともに、各事業計画を添付します。

※２ 本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をカッコ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。

※３ ２については、第 4 の 1 に要する経費を記載します。

※４ ３については、第 4 の 2 に要する経費を記載します。また、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。

東北農政局長 宛

令和〇年度交付決定前着手届

福島県知事
氏 名

原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業実施要綱（令和 3 年 3 月 30 日付け 2 経営第3385号農林水産事務次官依命通知）第 8 の 1 に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする事。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

(別 添)

区 分	事業費		着 手 年月日	完了予定 年月日
		うち国費		

(理 由)

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとします。

別紙様式第 6 号

令和○年度原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業完了報告書

番 号
年 月 日

福島県知事
(東北農政局長) 宛

福島県農地中間管理機構の長
(○○市町村長)
(福島県知事)
氏 名

原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業実施要綱（令和3年3月30日付け2経営第3385号農林水産事務次官依命通知）第9の1（第9の2又は3）に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：機構事業完了報告書（別紙様式第1号）、市町村事業完了報告書（別紙様式第3号）、福島県事業完了報告書（別紙様式第4号）

（注） 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとします。

(別記 1)

原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業

第 1 目的

被災 12 市町村の営農再開の加速化に向けて、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進することを目的とします。

第 2 事業の内容

被災 12 市町村における農地中間管理事業[※]の実施のための農地相談員の配置及び活動に要する経費（別表 2 に掲げるものに限りします。）を支援します。

第 3 農地相談員

農地中間管理事業を推進するために配置する農地相談員については、農業、農地等に関する業務経験や現場活動に必要な能力（企業誘致、営農指導、地域に精通している等）を有し、地域の実情に応じて現場活動を行う者とします。

第 4 その他留意事項

- 1 人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に従うものとします。
- 2 集積・集約化実施要綱第 3 の 1 の（1）のイの農地中間管理事業等推進事業において、賃金・報酬・給料及び職員手当等の補助対象となる福島県機構の職員のうち、被災 12 市町村以外の市町村において原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業で措置する農地相談員と同様の活動に専任することとしている職員は、本事業の対象外とします。

(別記2)

原子力災害被災12市町村機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業等）

第1 目的

農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とします。

第2 事業実施地域

本事業の対象農地は、避難解除等区域又は特定復興再生拠点区域内で、かつ[※]農業振興地域内の農地とします。

第3 事業の内容

1 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた[※]農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、第4により協力金を交付します。

2 集約化奨励金交付事業

地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた[※]農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、第5により奨励金を交付します。

3 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより、[※]経営転換又はリタイアした農業者及び[※]農地の相続人に対し、第6により協力金を交付します。

第4 地域集積協力金交付事業

1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

- (1) 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域（地域計画未策定の地域にあっては、地域計画の策定に向けた[※]協議の場が開催されている区域を含む。）に含まれていること。
- (2) 構成戸数が複数戸であること。
- (3) 農地面積が農地台帳により明確であること。

2 一度定めた「地域」の取扱い

- (1) 本協力金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を2回目以降の交付額の算定に用いることを原則とします。
- (2) ただし、本協力金の交付を受けた後に地域計画の区域が変更された場合など、その後の事情の変化で「地域」の範囲を見直すことが必要であると市町村が認める場合は、福島県と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができます。

3 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア) 交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも 10%以上であること。

a 新たに担い手に集積される農地面積

b 機構から転貸若しくは特定農作業委託又は機構を通じて特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積（計画を含みます。）から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託される前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

注：「新たに担い手に集積」とは、機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託された日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託されるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸付け又は特定農作業委託されること及びこれと一体的に機構を通じて担い手に特定農作業委託されることをいいます。

(イ) 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（「農林統計に用いる地域区分について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準（旧市区町村別）に該当する地域（以下「中山間地域」といいます。）及び樹園地については0.5ha以上。以下同じです。）の[※]団地面積の割合が事業実施年度の前年度の2月末から事業実施年度の2月末までに10ポイント以上増加すること。

イ (2)の区分1にあっては、4の(1)の機構の活用率の算出における機構への貸付総面積及び機構の農作業委託総面積に占める1ha以上（中山間地域については0.5ha以上。）の団地面積が10%以上であること。

ウ 機構を通じた農作業委託に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。ただし、[※]管理耕作を行っている農地は対象外とします。

(ア) 農作業を委託する者は、農用地利用集積等促進計画により、機構に農作業委託していること。

(イ) 委託期間は10年以上とすること。

(ウ) 「地域」内の機構への貸付農地と一体的に取り組むこと。

(2) 交付単価

区分1：機構の活用率が4%超15%以下・・・1.0万円/10a

区分2：機構の活用率が15%超30%以下・・・1.6万円/10a

区分3：機構の活用率が30%超50%以下・・・2.2万円/10a

区分4：機構の活用率が50%超80%以下・・・2.8万円/10a

区分5：機構の活用率が80%超・・・3.4万円/10a

ア 別記2別表に掲げる市町村の区域にあっては、上記の交付単価に0.3万円/10aを加算します。ただし、機構を通じて農作業委託をした農地面積は除きます。

イ 機構を通じて農作業委託をした農地面積の交付単価については、上記の交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

4 交付額

原則、(1)の「機構の活用率」に応じて、3の(2)に定める「交付単価」に(2)の「交付対象面積」を乗じた額と集積・集約化実施要綱別記2の第5の4により当該地域に交付される額との差額分について交付します。

(1) 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

機構の活用率	=	$\frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$
--------	---	--

注1：「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付等面積を含む合計面積）とします。

注2：「機構の農作業委託総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構を通じて農作業委託した農地の総面積（委託を解消したものを除きます。）とします。

注3：分母となる「「地域」の農地面積」については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、

施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができます。

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

交付対象面積（貸付）	=	対象期間内の貸付面積	－	再貸付等面積
				－ 貸付期間 6 年未満の農地面積

交付対象面積（委託）	=	対象期間内の農作業委託面積
------------	---	---------------

注 1：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 12 号）附則第 4 条に基づく権利及び義務の承継の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとします。なお、(1) の機構の活用率の算出の際は、当該農地を含めるものとします。

注 2：「対象期間内の貸付面積」とは、事業実施年度の前年度の 3 月から事業実施年度の 2 月末までに機構に貸し付けられた農地面積とします。

また、機構に貸し付けられた遊休農地については、「対象期間内の貸付面積」から除くものとしますが、当該遊休農地と隣接する農地の耕作者が当該遊休農地を借り受ける場合に限り、「対象期間内の貸付面積」に含めることができるものとします。

なお、この取扱いは、「対象期間内の農作業委託面積」についても、同様とします。

注 3：「再貸付等面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられ、又は機構を通じて農作業委託されたことのある農地で、機構との貸借（委託）期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とします。

注 4：「対象期間内の農作業委託面積」とは、対象期間内の貸付面積以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の 3 月から事業実施年度の 2 月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積とします。

ただし、地域集積協力金（令和元年度から令和 3 年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外とします。

5 交付金の使途

市町村は、福島県から交付を受けた本協力金につき、「地域」及び必要に応じ福島

県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、地域の実情に応じ、受け手若しくは出し手への支援又は「地域」としての活動の費用とするなど、その使途を自ら決めることができます。

なお、本協力金の交付を受けた「地域」が、話し合いにより自ら交付金の使途を決定した場合には、その内容を市町村に報告してください。

6 交付金の返還

市町村は、第7の2の目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金を当該地域に返還させることとします。

7 留意事項

市町村は、本協力金の交付に当たり、「地域」において交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとします。

ア 農地利用の現況と計画（目標）が分かる図面（担い手毎の集積・集約化の状況が分かる図面等）と農地台帳との突合等により、面積の確認を行うものとします。

イ さらに、「地域」の話し合いへの参画、「地域」の代表者や担い手農業者等からの聞き取り等により、計画に関する同意が得られていることを確認するものとします。

ウ 農作業委託については、農地利用の効率化を図る観点から、集約化に配慮し、受託者が選定されていることを確認するものとします。

第5 集約化奨励金交付事業

1 交付対象地域

第4の1及び2に準ずることとします。

2 交付要件及び交付単価

（1）交付要件

ア 事業実施年度の前年度の2月末から目標年度（事業実施年度の翌々年度（（ア）のb、（イ）のb又は（ウ）のbの場合は事業実施年度の翌々翌年度）。以下同じです。）の2月末までに以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

（ア）「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。

a 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積

- b 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha 以上の団地面積
- (イ) 「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が 20 ポイント以上増加すること。
 - a 同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上の団地面積
 - b 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha 以上の団地面積
- (ウ) 次に掲げる団地面積の割合が 30%以上の「地域」において、a 若しくはbの団地又は独立する1筆のは場の一箇所当たりの平均面積が 1.5 倍以上となること。
 - a 同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上の団地面積
 - b 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha 以上の団地面積
- イ 機構を通じた農作業受託に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。
- (ア) 農作業受託を受ける者は、農用地利用集積等促進計画により、機構から農作業受託していること。
- (イ) 受託者の決定に当たっては、機構の事業規程で定める貸付先ルールに即した検討が行われるよう、機構が「地域」の話し合いの段階から農地利用調整に参加すること。
- ウ 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の団地化に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。
- (ア) 同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上の団地面積の増加と一体的に取り組むこと。
- (イ) 目標地図との整合を図りつつ、目標年度までに当該団地を同一又は隣接の耕作者に転貸すること。
- エ 農地の集約化による効果に係る次に掲げるいずれかの成果目標を設定することが必要です。
- (ア) 販売額又は所得額の 10%以上の増加
- (イ) 生産コストの 10%以上の削減
- (ウ) は場作業時間の 10%以上の削減
- (エ) 上記に準ずる目標を設定する場合は、東北農政局と協議すること

(2) 交付単価

ア 2の(1)の交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とします。

区分1：2の(1)のアの(ア)・・・1.0万円/10a

区分2：2の(1)のアの(イ)又は(ウ)・・・3.0万円/10a

イ 機構を通じた農作業受託の農地面積については、アの交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

ウ 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地面積については、アの交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

3 交付額

(1) 2の(2)の交付単価に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

ただし、同一年度内に集積・集約化実施要綱別記2の第6の集約化奨励金交付事業の交付を受けた農地面積は除きます。

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

ただし、集約化奨励金の交付を受けたことのある農地（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集約化タイプの交付を受けたことのある農地も同じです。）は対象外とします。

$\text{交付対象面積(転貸)} = \text{対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積}$
--

$\begin{array}{l} \text{交付対象面積} \\ \text{(受託)} \end{array} = \text{対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積}$

注1：「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

注2：「新たに団地化した面積」とは、原則、同一の耕作者又は目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積とします。

注3：2の(1)のアの(ア)のb、(イ)のb又は(ウ)のbによる団地面積のうち対象期間内に転貸により新たに団地化した面積を交付対象面積とする場合、1団

地当たりの交付対象面積の上限は、一般地域（集積・集約化実施要綱別記 2 の第 5 の 3 の（2）のアの（ア）に該当する地域）の場合 4.0ha、中山間地域（集積・集約化実施要綱別記 2 の第 5 の 3 の（2）のアの（イ）に該当する地域）の場合 2.0ha とします。

注 4：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の 3 月から目標年度の 2 月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とします。

4 交付金の使途

第 4 の 5 に準ずることとします。

5 交付金の返還

- （1）市町村は、第 5 の事業に取り組む「地域」において、目標年度の 2 月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った集約化奨励金の差額を当該地域に返還させることとします。
- （2）市町村は、第 7 の 2 の目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った集約化奨励金を当該地域に返還させることとします。

6 留意事項

第 4 の 7 に準ずることとします。

第 6 経営転換協力金交付事業

1 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地所有者（個人又は法人）とします。

- （1）農業部門の減少により経営転換する農業者
- （2）リタイアする農業者
- （3）農地の相続人で農業経営を行わない者

2 交付要件

- （1）農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

機構に対し、全ての[※]自作地を 10 年以上貸し付けることが必要です。
ただし、以下の自作地を除きます。

ア 農業振興地域外の自作地

イ 農業振興地域内の 10a 未満（畦畔を除いた面積とします。）の自作地

ウ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地

エ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地

- (2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合
機構に対し、全ての自作地を 10 年以上貸し付けることが必要です。

ただし、以下の自作地を除きます。

ア 農業振興地域外の自作地

イ 農業振興地域内の 10a 未満（畦畔を除いた面積とします。）の自作地

ウ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地

- (3) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は、農業経営を目的として利用権の設定を受けている農地又は[※]特定農作業受委託契約に基づき農作業を受託している農地がある場合には、これらを解除することが必要です。

- (4) [※]遊休農地の所有者はこれを解消することが必要です。ただし、所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明した場合は、遊休農地の解消に係る交付要件を満たしたものとみなします。

- (5) 自作地に[※]共有農地が含まれる場合において、交付を受けた本協力金に関し共有持分を有する相続人と調整等が必要な場合は、交付申請者が行うことが必要です。

また、機構法第 22 条の 3 に基づく共有者不明農用地等に係る公示又は農地法第 41 条に基づく都道府県知事の裁定の手続により機構が利用権の設定を受けた農地が、自作地に含まれる場合にあっても、同様です。

- (6) 交付対象者は、交付決定後 10 年間、次のことを行えません。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者

農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託（新たな相続により農地を取得した場合、交付申請時に貸し付けていた所有農地について、貸借期間の満了又は合意解約により使用収益権を回復した場合には、（2）に準じて機構に農地を貸し付けることが必要です。）

- (7) 機構に貸し付けた農地が、全く転貸又は特定農作業委託されない場合は交付を行いません。

また、交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受けた場合は交付対象になりません。

(8) 本協力金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度以降に再度本協力金の交付を受けられません。また、以下の補助金の交付を受けた者及びその相続人は本協力金の交付を受けられません。

ア 戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 及び担い手への農地集積推進事業実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 432 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 に基づく経営転換協力金

イ 地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に基づく被災地域農地集積支援金及び改正後の同実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 462 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に基づく経営転換支援金

3 交付額

令和 3 年 1 月以降に機構に貸し付けられた農地であって、毎年度 12 月末までに交付申請があった農地面積（畦畔面積を含みます。）に応じ、原則、以下の金額を乗じた額について交付します（交付申請の時期が、機構に貸し付けた日の属する年度の翌年度を過ぎた場合は交付されません。）。ただし、遊休農地については、機構が借り受けた場合であっても当該農地面積には算入しません。

交付要件を満たす農地の合計×1.5 万円/10a（上限 50 万円／戸）

4 交付金の交付

(1) 交付申請手続

1 の交付対象者は、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、交付対象農地の面積が最大である市町村に対し提出してください。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記 2 様式第 1 号）」

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記 2 様式第 2 号）」

(2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3 の交付額を交付対象者に対し交付します。

交付対象者が交付対象農地を複数市町村に所有している場合には、関係する市町村において情報交換を行い、交付対象者が最も多く自作地を所有している市町村が、全ての自作地分について交付を行います。

5 交付金の返還

市町村長は、経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後 10 年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付を行った経営転換協力金を交付対象者に返還させることが必要です。

ただし、土地収用[※]や機構法第 20 条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は、返還させる必要はありません。

第 7 農地集積・集約化状況の報告等

- 1 市町村は、第 3 の 1 の地域集積協力金交付事業及び第 3 の 2 の集約化奨励金交付事業の交付対象地域ごとに、事業実施年度から事業実施年度の翌々年度又は翌々翌年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、福島県に報告するものとします。

報告事項及び様式については、農林水産省が別途定めるものとします。

- 2 福島県は、1 による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該地域に対して適切な指導を行うものとします。

なお、集約化奨励金交付事業の実施地域のうち、目標年度において交付要件を満たしていない「地域」があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。

福島県は、この点検結果及び指導内容を、対象年度の翌年度の 7 月末までに、東北農政局長に報告するものとします。

- 3 東北農政局長は、2 による報告を受けた場合は、その内容を点検し、必要に応じて福島県知事を指導するものとします。
- 4 東北農政局長は、2 による報告のほか、必要があると認めるときは、福島県知事に対し、農地集積・集約化の状況、生産コスト低減の状況等について報告を求めることができるものとします。

第 8 その他留意事項

- 1 福島県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記 2 様式第 1 号から第 2 号までの別添により適切に取り扱うよう留意してください。
- 2 本事業に関連する農地に関する契約は、全ての関係者の合意のもと設定又は解約

されるよう、留意してください。

3 経営転換協力金の交付対象者の農業用機械の取扱いについては、集落・地域の話合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討することが望ましいと考えています。

4 福島県は、毎年度、第3の1の地域集積協力金交付事業及び第3の2の集約化奨励金交付事業の推進方針を作成し、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。

5 交付対象の選定方法

(1) 本事業は、福島県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、福島県はあらかじめ配分基準を定めておくものとします。

(2) (1)の配分基準は、地域の実情も踏まえつつ、担い手への新たな農地集積・集約化に資する観点から定めるものとします。

(3) 福島県は、(1)で定めた配分基準について、市町村、農業者等への周知を行うものとします。

(別記 2 別表)

以下の市町村のうち、避難解除等区域又は特定復興再生拠点区域。

県 名	区 域 名
福島県	田村市 南相馬市 飯舘村 川俣町 浪江町 葛尾村 双葉町 大熊町 富岡町 川内村 楢葉町 広野町

経営転換協力金交付申請書(被災12市町村用)

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					
	氏名					
	住所	(〒)				
		都道府県				市区町村
電話	— — —		FAX	— — —		

(1) 経営面積

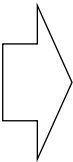
自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 廃止する農業部門

機構への貸付前に経営していた農業部門

番号	品目



廃止する農業部門

番号	品目

番号欄には、以下の農業部門の番号を記載して、品目を記入して下さい。

- ① 土地利用型作物 ② 露地野菜等
③ 施設野菜 ④ 露地果樹
⑤ 施設果樹 ⑥ 露地花き
⑦ 施設花き ⑧ 茶
⑨ 牧草 ⑩ サトウキビ
⑪ その他(上記以外の農業生産部門)

(3) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所 在	地 番	地目	面 積
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(a単位)			a

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(4) 耕作等を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	☐ 該当する

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	☐ 同意する
------------------------	-------------------------------

経営転換協力金交付申請書(被災12市町村用)

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					
	氏名					
	住所	(〒)				
		都道府県				市区町村
電話	— —		FAX	— —		

(1) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所 在	地 番	地 目	面 積
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(a単位)			a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(3) 耕作等を続ける農地

自作地
m ²

※ 耕作等を続ける農地は10a未満である必要があります。(特定農作業委託を行っている農地も自作地に含みます。)
※ 借地や特定農作業受託している農地がある場合には、これらを解除する必要があります。

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	☐ 該当する
------------	-----	--	-------------------------------

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	☐ 同意する
------------------------	-------------------------------

(別記 2 様式第 1 号及び第 2 号の別添)

個人情報の取扱い（例）

以下の「原子力災害被災 12 市町村機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

原子力災害被災 12 市町村機構集積協力金交付事業に係る 個人情報の取扱いについて

市町村は、原子力災害被災 12 市町村機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注 1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注 2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 （注 1）	農地集積・集約化等対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、農地利用効率化等支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 （※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること）
関係機関 （注 2）	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等 （※ その他追加する機関があれば追加すること）